議案第202号

上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上越市地域生涯学習センター条例(平成16年上越市条例第139号)の一部を次のように改正する。

別表使用料(1時間につき)の欄を次のように改める。

別衣使用科(1 時間につき)
使用料(1時間につき)
110円
170円
170円
3 2 0 円
130円
3 3 0 円
170円
180円
170円
170円
840円
120円
220円
600円
270円
260円
210円
230円
230円
210円

210円
260円
260円
600円
440円
240円
840円
210円
210円
220円
960円
840円
600円
470円
500円
600円
220円
150円
200円
150円
200円
200円

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。